

肺癌臨床研究の利益相反に関する説明文書とQ&A

(利益相反関連事項の報告必須化について)

1. 日本肺癌学会の学術集会での発表に際しては利益相反関連事項への記載が必須になります。

(報告対象者について)

2. 報告対象となるのは(1)筆頭発表者、及び(2)臨調研究責任者です。

(詳しい情報についての問い合わせ先について)

3. 不明の点があれば、日本肺癌学会事務局まで e-mail にてお問い合わせ下さい。その際には、タイトルに「学術集会ー利益相反について」と記して下さい。

(Q&Aについて)

4. 以下によくある質問を挙げています。

よくある質問

Q. 企業等というのは具体的には何を指しますか？

- A. 営利を目的とした企業で、医薬品・医療機器・検査器具・試薬等の製造販売に関連するものを指します。企業の経営する医療機関の職員の場合は記載不要です(所属機関として抄録等には記載はされません)。

Q. 利益相反があると発表できなくなりますか？

- A. そのようなことはありません。一方、報告がない場合は登録完了しないので発表できません。

Q. 利益相反があることで発表が不利になることはありませんか？

- A. 利益相反の存在をプログラム編成の中で評価することは考えていません。

Q. いつの分を報告するのですか？

- A. 抄録作成の前年度です。2016年の学術集会発表の場合、2015年1月1日から2015年12月31日までの分を報告して下さい。

Q. 発表者の分だけで良いですか？

A. 研究責任者の利益相反も報告して下さい。なお、各人の利益相反開示事項には生計を一にする親族も含まれています。

Q. 研究責任者の定義を教えてください。

A. 発表する研究の実施に関してプロトコル作成や試験遂行上の責任を持つ立場の人です。多施設共同研究の場合は、グループによってプロトコル作成者、研究事務局を務める研究者、論文作成責任者、研究資金管理者、研究組織の長など様々な場合が想定されると考えられますので、誰が研究責任者であるかは研究グループで判断して下さい。

Q. 発表者が研究責任者の場合はどうしたら良いですか？

A. その場合は、研究責任者記載欄に発表者氏名と所属を記載し、発表者と同じ内容を入力して下さい。

Q. 抄録登録に際しては利益相反を届けていませんでしたが。

A. 口演、ポスター発表に関わらず、当日の発表に際しては提示していただくことになっています。抄録集と web site に注意事項を掲載しています。所定の様式に準じて COI 記載項目を完成させ、提示して下さい。

Q. その他とはどんなことを指しますか？

A. たとえば、利害関係を有する企業からの臨床研究とは関係のない贈答(5万円以上)や、自らが代表者を務める団体等が企業から高額寄付を受けている場合など、項目には該当しないが利益相反が生じる可能性があるものについて記載して下さい。不明の点は以下にお問い合わせ下さい。

《利益相反の開示についてのお問合せ先》

特定非営利活動法人日本肺癌学会事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-8-16 ぶよおビル 4 階

TEL:03-6225-2776

E-mail: office@haigan.gr.jp